

税源の偏在性是正方策の確実な実現に関する緊急提言

平成 25 年 10 月 1 日、厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化を踏まえ、着実に経済状況の好転を図りつつ、平成 26 年 4 月に消費税及び地方消費税の税率を引き上げることが決定された。

引き上げ分の地方消費税は社会保障財源に充てられることとなるが、地方交付税の不交付団体には、社会保障支出の増加額を上回る地方消費税の増収が生じる一方、地方交付税の交付団体については、これが地方交付税の振替である臨時財政対策債の減少と相殺されることにより、不交付団体と交付団体との間で財政力格差はさらに拡大する恐れがある。さらには、景気が回復基調にあり、今後、地方法人二税の税収増が見込まれる中で、税源偏在・財政力格差が現状よりもさらに拡大することも懸念されるところであり、特に財政力の弱い団体にとっては、税源偏在・財政力格差の拡大は極めて深刻な問題である。

一方、平成 20 年度の税制改正により創設された地方法人特別税・譲与税制度は、あくまで暫定的な措置として導入された異例の制度であることから、廃止等を図ることを基本とすべきであるが、仮に、何らの偏在是正方策も講じず、地方法人特別税・譲与税制度を廃止し、法人事業税に復元した場合には、総務省の「地方法人課税のあり方等に関する検討会」報告書で示されているように、現行の偏在性是正方策が講じられる前提となった平成 17 年度当時の水準にまで財源超過等で示される税源偏在や財政力格差が拡大することとなる。このことから、何らの税源の偏在性是正方策も講じず、単に地方法人特別税・譲与税制度を廃止し、法人事業税に復元する状況にはないと考えざるを得ない。

税制抜本改革や今後の景気動向などによる影響を踏まえても、未だ偏在性の少ない地方税体系が構築されたとは言い難い状況にあり、今後も地方分権改革を進め、地方税の充実・強化を図るためにも、税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する措置を講じることが必要不可欠である。

具体的には、税源の偏在性の是正のためのあくまで暫定措置として導入された現行の地方法人特別税・譲与税制度については、その廃止等を図ることを基本として検討するとともに、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するという観点から、偏在性が小さく税収が安定的な消費税と偏在性が大きく税収が景気に左右されやすい地方法人課税との税源交換などについて検討すべきである。

また、偏在是正により生じる財源を活用した地方財政計画への歳出の計上についても併せて検討すべきである。

平成25年11月18日

四 国 知 事 会

常任世話人	高知県知事	尾崎	正直
	徳島県知事	飯泉	嘉門
	香川県知事	浜田	恵造
	愛媛県知事	中村	時広